

一般社団法人日本バトン協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.~

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p><策定></p> <p>2020年11月14日（土）第3回理事会議 「長期・中期計画」 2020年12月08日（火）臨時理事会議 「短期計画」 2021年02月23日（火）第4回理事会 「長期・中期・短期計画修正」</p> <p><告知></p> <p>2021年06月06日（日）第9回総会「将来構想における長期・中期・短期計画について2020年度策定」</p> <p><内容></p> <p>「将来構想における長期・中期・短期計画について」立案の出発点となる基本理念について ～当協会設立総会報告書からの3つの理念～</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、「バトントワーリングの普及発展及び資質の向上」 一、「芸術的感性を育み競技スポーツの振興を図る」 一、「国際交流を推進し世界的発展に貢献できる日本を代表組織としての活動展開」 <p>※2031年度までを「長期計画」・2027年度までを「中期計画」・2025年度までを「短期計画」とする。</p>	総会資料 「将来構想における長期・中期・短期計画について2020年度策定」
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>「長期計画」 組織の充実（当協会・支部協会・都道府県協会）</p> <p>「中期計画」 日本スポーツ協会に則した変革 → 組織構造の構築（支部・都道府県） スポーツ競技団体としての変革 → 指導者の育成・大会運営</p> <p>「短期計画」 組織体制の構築（都道府県・支部・当協会）</p>	
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>「長期計画」 財政の安定（会費・事業等）</p> <p>「中期計画」 財政状況の安定化へ向けた変革 → 会費・構成員管理費を変更しない</p> <p>「短期計画」 デジタル化の推進</p>	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>当協会は、組織の構成員（選手・会員等）の8割以上が女性であるという特性を踏まえ、役員が多様な視点・意見の確保及び、運営における主要な関係者との連携強化を図るため、役員選考規程において以下の目標割合を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部理事の目標割合：25%以上 ・ 女性理事の目標割合：40%以上 ・ 男性理事の目標割合：40%以上 	役員選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当協会は、組織の構成員（選手・会員等）の8割以上が女性であるという特性を踏まえ、代議員の多様な視点・意見の確保及び、運営における主要な関係者との連携強化を図るため、以下の目標割合を設定する。 ・ 外部代議員の目標割合：25%以上 ・ 女性代議員の目標割合：40%以上 ・ 男性代議員の目標割合：40%以上	役員選考規程
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2023年度よりアスリート委員会を設置し、組織運営に反映させている。	委員会規程
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	・ 現状、12名の理事により理事会を構成している。 ・ 迅速に業務を進めるにあたり、委員会を設けると共に、事業毎に実行委員会を設置している。 ・ 理事、監事には外部公認会計士、弁護士も含み、財務をはじめ、適切な組織運営を図っている。	
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるため、役員選考規程において以下の年齢を設定する。 ・ 役員の就任時の年齢は、70歳未満とする。	役員選考規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	<p>役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるため、役員選考規程において以下の期間を設定する。 ・ 役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるため、役員選考規程において以下の期間を設定する。 ・ 役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるため、役員選考規程において以下の期間を設定する。 ・ 役員の新陳代謝を図る仕組みを設けるため、役員選考規程において以下の期間を設定する。</p> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 理事会および代議員への報告を行い、当協会の発展に不可欠であると判断される場合に限るものとし、以下の事項を設定する。</p> <p>(1) 理事長および副理事長 組織運営の継続性、安定性、および特定の事業遂行への貢献を特に考慮し、当協会の理事会および代議員の承認を得た場合に限り、上記期間を超えて在任することができる。</p> <p>(2) 関連業務に携わる役員 関連業務に携わる役員や、他の団体において役職（今後予定されている場合も含む）を務めており、その知識、経験、ネットワークが当協会の活動推進に不可欠であると理事会および代議員が認めた場合に限り、上記期間を超えて在任することができる。</p>	役員選考規程 役員選考規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考規程において以下の事項を設定する。 役員選考委員会が役員候補者案を作成し、総会に提案する。役員選考委員は理事と理事以外の有識者数名で構成する。	役員選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	必要な「適用範囲」「基本的責務」「遵守事項」を倫理規程において整備している。	
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。	経理規定 旅費規程 会議規程 役員選考規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各種規程等を整備している。	職員就業規程 職員給与規程 退職金手当支給規程 職員給与の本俸基準等を定める達

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員に関する「旅費規程」「役員業務手当に関する達」及び事務局職員の給与等に関する「職員給与規程」「職員就業規程」などを整備している。	役員等業務手当に関する 達
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	定款において資産・会計について定めている。	定款 経理規程 旅費規程 慶弔規程 物品取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	「将来構想における中期・長期計画」(組織・財務・事業)に基づき規程の整備を含め今後の状況を見極め具体的に定めていく。	
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備す ること	日本代表認定規程をもうけ、各大会ごとの審査要領を審査規程の根幹とし整備を進めている。 また、行動規範規程を整備し選手の権利保護に務めている。	日本代表認定規程 行動規範規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	資格認定規程、指導ライセンス規程はじめ、世界バトントワリング連合公認審査員ライセンス規程などを整備している。	資格認定規程 指導ライセンス規程 6種目公認審査員ライセ ンス規程
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	・法律相談の全般として、弁護士との契約をし、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えてえている。 ・財務会計部門においては公認会計士との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	
20	[原則4] コンプライ アンス委員会を設置す べきである。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	2023年度より倫理・コンプライアンス委員会を設置し、組織運営に反映させている。	委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2023年度より倫理・コンプライアンス委員会の構成員に、当協会顧問弁護士を配置している。	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会ホームページにおいて、オンデマンド受講可能な指導者教育プログラムを設置し以下の事項を設置している。 ・ハラスメント研修 ・行動規範解説①②③ ・グッドコーチとして適切に対応するための動画①②③④⑤⑥	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会ホームページにおいて、オンデマンド受講可能な指導者教育プログラムを設置し以下の事項を設置している。 ・ハラスメント研修 ・行動規範解説①②③ ・グッドコーチとして適切に対応するための動画①②③④⑤⑥ 今後、選手を対象に整備を行う。	安全なスポーツ方針規程
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当協会ホームページにおいて、オンデマンド受講可能な指導者教育プログラムを設置し以下の事項を設置している。 ・ハラスメント研修 ・行動規範解説①②③ ・グッドコーチとして適切に対応するための動画①②③④⑤⑥	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	・法律相談の全般として（含む暴力行為相談）、弁護士との契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 ・会計部門において、公認会計士との監査契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	外部監査法人の指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 ・本協会監事には専門性を有する者を配置し、業務運営全般に係る監査を受けている。あわせて財務・経理処理において、法令及び経理規程などに則った処理が行われているか、同外部監査法人による監査を受けている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	外部契約の公認会計士の基、経理規程・旅費規程・業務平行積立金規程等の規程に伴い会計処理を行っている。	経理規程 旅費規程 業務平行積立金規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	日本代表認定規程などを定め、適正に代表選考を行っている。	国際大会に関する達
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のガバナンスコード遵守状況をホームページにて公開する。	スポーツガバナンスコード（中央競技団体向）
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	倫理規程、倫理に関するガイドラインに基づいて適切に管理している。	倫理規定 倫理に関するガイドライン
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	上項（1）と同様である	倫理規程 倫理に関するガイドライン
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	当協会ホームページにおいて、相談・報告・通報窓口を設置している。	
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	外部機関に委託し、プライバシーの保護された環境を整備している。 なお、通報窓口にて対応が必要な事項については、顧問弁護士を含む倫理・コンプライアンス委員会にて対応を行っている。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	会員の処分を定めるため、会員処分規程において以下の事項を整備している。 ・違反行為 ・処分の種類 ・処分のプロセス ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構について	会員処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	倫理・コンプライアンス委員会の構成員に、当協会顧問弁護士を配置し独立した委員会として中立性と専門性を担保している。	
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	2023 年度に自動応諾条項を採択した。	会員処分規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	会員の処分を定めるため、会員処分規程において以下の事項を整備している。 ・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構について	会員処分規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	有事のための危機管理体制について危機管理規程を定め整備している。	危機管理規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	独立した外部調査委員会を設置し速やかに調査を行い、会員処分規程に基づき対応を行う。	会員処分規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	独立した外部調査委員会を設置し速やかに調査を行い、会員処分規程に基づき対応を行う。	会員処分規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	権利に伴い、支部及び都道府県組織規程を整備している。 継続的に支部及び都道府県組織との連携を図り進めていく。	支部及び都道府県組織規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	権利に伴い、支部及び都道府県組織規程を整備している。 継続的に支部及び都道府県組織との連携を図り進めていく。	支部及び都道府県組織規程+M125:X229